公共放送 WG 20230315 ヒアリング資料 京都大学大学院法学研究科教授 川濵昇 「公共放送のインターネット業務の拡大と公正競争-情報空間の健全化のための競争評価」

I はじめに−なぜ競争評価が必要か

(1) Manifest Destiny を超えた「業務拡大」→フロンティア

従来型メディアの視聴からインターネットでの視聴へと移行しつつある。これに伴って、公共放送のインターネット業務の本来業務化やこれに伴う業務拡大は当然のことのようにも見える。従来の放送をインターネット上でも視聴できるという意味でのインターネット化は既に進展している。しかし、インターネットで展開される業態は、これに留まるものではない。また、様々に変化する可能性がある。

(2) 伝統メディアのインターネット業務

公共放送のインターネット業務の本来業務化・業務拡大を正当化する根拠 情報空間の健全化

インターネットの進展とともに、変質する情報空間 アテンションエコノミー化、DPF による伝統メディアのマージナル化 etc

→伝統メディア(放送・新聞 etc)の古典的言論のエコシステムの衰退 問題発掘・ファクトチェックするための、調査、相互検証 etc

伝統メディアも、インターネット空間で橋頭堡を築くための努力をしている

- →困難極まりない作業、
- ←国によっては、伝統メディアの機能強化のための施策 伝統メディアの一員としての公共放送のインターネット上での役割

(3)業務拡大の進展と競争評価

しかし、 従来の放送業務を超えた業務を行う→新たな分野での「国家補助」事業の拡張 有力な公的企業が、国家補助を受けた経済活動を行うと競争歪曲のおそれがある。

仮に、歪曲効果があるなら、それが何らかの公共目的に照らして必要なものであるか、目 的に照らして釣り合いの取れた効果であるかをチェックする必要がある。

このような競争歪曲効果は、不可逆的な変化をもたらすため事前にチェックする必要がある。

公共放送が有力であり、国家補助が、影響を与える市場規模に比して大きい場合は特にその必要性がある。制度や市場環境の違いによって差異はあるし、評価内容も異なる

→先行例、Ofcom の競争評価 (BBC の自己チェックへの審査)

II 以下はそれを参考にした。しかし、競争評価は各国の独自性がある。メディア空間のエコシステムが各国によって違う。同じ業務であっても悪影響が生じるセグメントも異なり

得る。BBCで問題ないから日本も問題はないとは直ちに言えない(逆も言える)。日本語の情報空間、メディアの特性などに注目して検討する必要がある。

(4)競争評価のその他の機能

(a)情報空間の健全性の維持

公正競争の確保だけではなく、伝統メディア空間(エコシステム)の脆弱化の防止 伝統メディアのインターネット内でのカンニバリズムでは無意味 健全化のための国家補助がかえって健全化を害する危険性

(b)国家補助の正当性チェック

公益性審査(競争歪曲効果という反公益性を償う別個の公益性)は、当該国家補助がなぜ必要かという観点からの、補助の適切性審査にもつながる。これは、業務拡大の内容があいまいなまま進展する場合には重要。近時、国家補助規制(競争評価)の機能として重視されている。

II 競争評価の対象

(1) 評価の行われる関連市場

インターネット業務への拡大と言っても、具体的に影響を受ける市場単位で検討すべき ただし、重層的な市場画定 また、クロスネットワーク効果、補完的市場も重要。

(2) どのような市場が考えられるか、

インターネット業務の場合、伝統メディアが行っているインターネット上での業務が競合するセグメントの第1候補。ただし、その範囲を確定する作業が重要。 留意点

- ・個々の事実関係に依存する。ケースバイケースの作業
- ・フォワードルッキングな評価のため、過去の需要代替性だけで断定できない。 →適切なサーベイ調査 etc、定性的評価も重要 単純な仮定的独占者基準は利用できない。影響を受ける競争者視点も重要。
- ・影響を受ける事業者からの情報が端緒として重要
- ・直接影響を受けるセグメントだけでなく、そのセグメントとクロスネットワーク効果が及ぶセグメントでの悪影響も重要である。→市場画定の問題というより悪影響の評価の問題として見ることもできる。

III 競争への影響

(1) 悪影響のレベル

国家補助は原則的に歪曲効果を持つ(レベルプレイングフィールドへの悪影響) しかし、それを超えた悪影響をもつ場合もある。

「公正で効果的な競争への重大な悪影響 |

国家補助によってよりよい取引条件を提示することそれ自体も大きな問題だが、(2)に至ると特に問題が大きい。

(2)「公正で効果的な競争への重大な悪影響」としてのクラディングアウト等

有力な事業者が国家補助によって業務を展開することによって、競争事業者が締め出されることになったり、投資やイノベーションを行うインセンティブが抑制される効果など、競争する力を損なうものと考えられる場合が特に問題となる。

業務の拡張は選択肢の拡大という意味で消費者厚生にかなっているが、それがクラウディングアウト等の効果を持つとかえって消費者の選択肢を減少させる。

多様なメディアによる相互批判、相互検証といった、伝統メディアエコシステムの機能を 破壊しかねないという点にも注意。

この場合、公益的目的による正当化は妥当しないものと考えられるのではないか。

::補助の反公益性が高い

なお、公正競争への悪影響という反公益性を正当化するだけの公益性があるかないかの 審査 (当事会社に説明責任がある) は、そもそも適切な業務拡張であるか否かの評価として の側面も有していることに注意。 \rightarrow II (4)(b)

IV 競争評価のフレームワーク

(1) 評価のタイミングー事前評価の必要性

不可逆性(ネットワーク効果 etc)、エコシステムを破壊したら戻しようがない

(2) 評価の対象

規制コストや実効性からは、ある程度の規模に絞るのが得策かもしれない。

200 億円という金額が妥当か否かは別にして、これまで付随的業務について金額キャップをつけることで評価なしで済ませてきたのは、その点では賢明かもしれない。

Ofcom はかなり詳細に業務拡張を審査してきた。そこまで必要か?

絞り込みの基準、質的評価 (従来の業務と大きく異なる態様のもの)、量的評価 (「想定予算規模で絞る」